明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○道路に関する件（東北地方整備局八一～一〇五）　一
○都市計画に関する件（同一〇六～一一四）　四
○都市計画に関する件（関東地方整備局一三七～一四九、一五三～一五九、一六二～一七〇）　六
○道路に関する件（同一五〇～一五二、一六〇、一六一）　七
○海岸法第八条第一項ただし書及び海岸法施行令第二条第十号の規定に基づき海岸管理者が物件を指定する件（同一七一）　一〇
○海岸法第八条第一項ただし書及び海岸法施行令第二条第十一号の規定に基づき海岸管理者が土地の掘削又は切土の深さを指定する件（同一七二）
○海岸法第八条第一項第三号及び海岸法施行令第三条第一項の規定に基づき海岸管理者が行為を指定する件（同一七三）　二
○道路に関する件（北陸地方整備局四五、四六）
○道路に関する件（中部地方整備局五二～五七）
○道路に関する件（近畿地方整備局八五～八七）
○高梁川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（中国地方整備局四七）　三
○道路に関する件（同四八～五一）
○道路に関する件（四国地方整備局五五～六〇）
○道路に関する件（九州地方整備局五九、六〇）
○都市計画に関する件（同六一）
○道路に関する件（北海道開発局一二九～一三四）
○道路に関する件（沖縄総合事務局二二～二五）

〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）
中部地方整備局公示（中部地方整備局）
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
四国地方整備局公示（四国地方整備局）

〔資料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十七年度平成二十八年一月分）（財務省）

〔公告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、基本測量関係事項
関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人日本芸術文化振興会平成二十六年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構公共下水道工事の完了、東日本高速道路株式会社工事開始、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

告示

○東北地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県三戸郡南部町大字斗賀字八木田一〇番三から同町大字斗賀字八木田一〇番九まで	前	一九・五〇～四〇・三〇メートル	〇・三六五キロメートル
	後	一九・五〇～四〇・三〇メートル	〇・三六五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百四号	青森県三戸郡南部町大字斗賀字八木田一〇番三から同町大字斗賀字八木田一〇番九まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○東北地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釜石市大平町三丁目七〇番一から同市大平町三丁目六八番一四まで	前	九・七〇～一二・二〇メートル	〇・一四六キロメートル
	後	一一・五〇～一三・三〇メートル	〇・一四六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所